

平成20年2月14日

各 位

本社所在地 東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地
会社名 株式会社 テラネット
代表者 代表取締役社長 岡田 圭治
コード番号 2140 札幌証券取引所 アンビシヤス
問合せ先 管理部長 岡久 勉
電話番号 011-706-1244
U R L <http://www.terranez.com>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年2月14日開催の取締役会において平成20年3月27日開催予定の第8回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社商号の英文表記につき、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社業務の拡充に伴い、現行定款第2条(目的)の一部を改定及び新設するものであります。
- (3) 当社は当事業年度中に資本金が5億円を超えましたので、会社法第328条第1項の規定により、会計監査人の設定会社となります。これに対応するため、所要の変更をするものであります。
- (4) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行なうものであります。

2. 定款変更の内容

別紙添付資料のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年3月27日(予定)

定款変更の効力発生日 平成20年3月27日(予定)

以 上

定款変更の内容「別紙」

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線__は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>第1章 総則</u> (商号) 第1条 当社は、株式会社テラネットと称し、英文では <u>TerranetzCo.,Ltd</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>ゲームソフトの開発・販売</u> (2) <u>インターネットによる情報発信業務</u> (3) <u>携帯電話端末による情報発信業務</u> (4) <u>インターネットによる通信販売業務</u> (5) <u>書籍・雑誌の出版・販売</u> (6) <u>イラスト・コミック・楽曲・楽詞・コンピューターソフトの制作販売</u> (7) <u>イベントの企画・運営及びイベント企画の販売</u> (8) <u>コンピュータ関連機器製造・販売</u> (9) <u>インターネット接続代行業務</u> (10) <u>インターネットによる広告業務</u> (11) <u>イラストレーターの養成教育業務</u> (12) <u>人材派遣業</u> (13) <u>学習教室の経営</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社テラネットと称し、英文では <u>Terranetz Co.,Ltd</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) <u>情報通信サービス、情報提供サービスその他情報サービスの提供</u> (削除) (3) <u>インターネット等のネットワークを利用した通信販売業、集金代行業、損害保険代理業、生命保険募集業、放送業</u> (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) <u>OA機器調達、販売、代理店販売</u> (8) (現行どおり) (9) (現行どおり) (10) (現行どおり) (11) (現行どおり) (12) (現行どおり) (13) <u>玩具の企画、製造、販売</u> (14) <u>システムの開発、構築、運営、販売</u> (15) <u>オンラインゲーム事業</u> (16) <u>インターネット市場調査</u> (17) <u>収集資料の翻訳、調査、分析、編集、配布</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(14)</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 計算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第40条</u> 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。</p>	<p><u>(18)</u> (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第40条</u> 当社は、会計監査人を置く。</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第41条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第42条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p><u>(会計監査人の責任軽減)</u></p> <p><u>第43条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第44条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第41条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p><u>第43条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第45条</u> (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第46条</u> (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p><u>第47条</u> (現行どおり)</p>